

コーポレート・ガバナンス体制

誠実・公正・透明な経営を行うための経営管理インフラとして、コーポレート・ガバナンス、内部統制システムなどの充実強化に努めています。

コーポレート・ガバナンスの基本的な取り組み

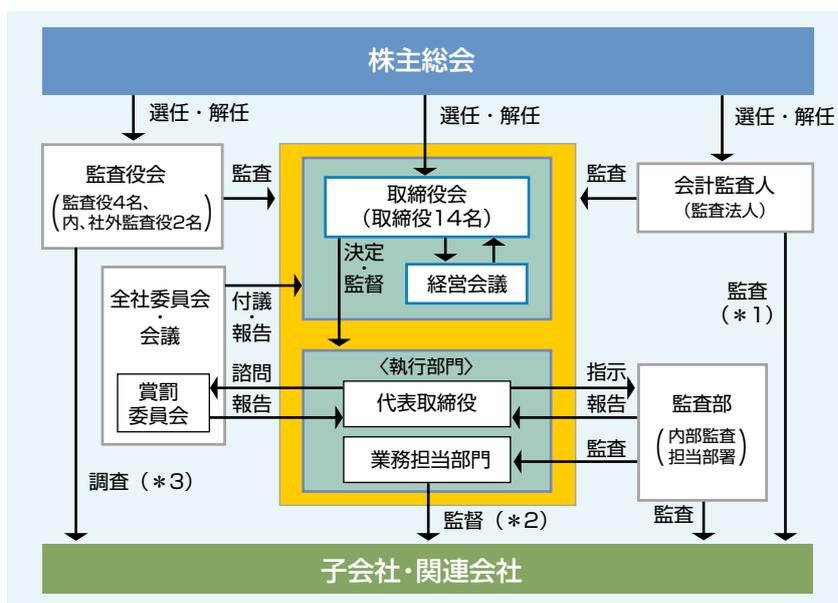
当社は、毎月開催する定時取締役会および必要に応じて随時開催する臨時取締役会において、重要事項の決定と業務執行の監督を行っているほか、取締役会をはじめとする経営上の意思決定を効率的に行うため、経営会議をはじめとする会議体を設置しています。なお、会議体につきましては、コンプライアンスの徹底、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を目的として、企業行動倫理特別委員会、安全保障貿易管理委員会、環境保全委員会、総合予算委員会など、重要な業務事項の審議を行う全社委員会・会議を設置しています。

また内部監査は、監査部が業務担当部門および子会社における業務執行状況を対象に実施しています。

監査役の監査は、取締役の職務執行だけでなく、内部統制面におけるリスク管理やコンプライアンスなどを対象に幅広い視点から行われ、その結果を踏まえて、代表取締役および必要に応じて他の執行部門に対して監査意見が表明されています。

会計監査は、監査役が会計監査人から会計監査にかかる報告・説明を受ける場を随時設けており、監査役と会計監査人が連携して監査にあたることとしています。

●コーポレート・ガバナンスおよび内部統制の仕組み



- (*1) 監査法人による子会社および関連会社の監査は、連結決算の監査を通じて行っています。
- (*2) 子会社および関連会社ごとに監督部署を設定しています。
- (*3) 監査役は、必要に応じて子会社における業務および財産の状況について調査を行っています。また、監査役のうち常勤の監査役につきましては、国内子会社の監査役を兼務し、当該子会社の監査役としての職務を遂行しています。

内部統制システム整備・運用の取り組み

当社は、会社法をはじめとする関係法令の定めに基づき、2006年5月9日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に向けた基本方針を決議いたしました。当社は、この方針のもとで、誠実・公正・透明な企業経営の前提となる内部統制システムの整備に取り組んでいます。

また、2007年10月に山陽グループの内部統制システムを評価する体制として、監査部を設置し、2008年度から義務付けされた金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」の構築・運営に取り組んでいます。2008年4月には、グループを横断する会議体として内部統制管理部会を設置し、財務報告に係るリスク対応、関連情報の共有、教育要領の協議など、財務報告の適正性を担保する内部統制システムのさらなる充実に取り組んでいます。